

令和6年度入管業務研修会においてなされた質問に対する回答

質問1 在留審査処理期間を短縮する取組等がございますか。

回答

在留審査処理期間の短縮については、限られた人員の中、これまでも札幌局全体としての処理体制の整備・合理化等を行っているところ、当局として引き続き可能な取組を模索して参りたいと思います。

なお、書類の不備等により追加の資料が必要となる事案も散見されるところ、入管庁HPにおいて各種申請ごとの必要書類一覧や申請書記載見本を掲載しておりますので、申請前の確認について御協力をお願いします。

また、入管庁全体の取組として、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、在留資格手続上のオンライン申請を開始することとされたことを受けて、令和元年7月25日からオンラインによる申請受付を開始し、更なる利便性向上のため、令和4年3月16日から当該申請手続の対象範囲を拡大する等しているほか、令和5年3月17日から、在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることが可能となり(※事前に利用者登録等が必要)、受け取った電子メールを海外に住む外国人本人の方に転送することにより海外郵送の手間・費用・時間がかからず、手続全般に係る時間を大幅に短縮することができるようになります。

この他、例えば、在留資格「特定技能」の在留諸申請においては、提出いただく申請書類を可能な限り簡略化し、書類の枚数を削減するための取組が行われており、令和4年8月30日から、特定技能に係る在留申請における提出資料について、一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関については、所属機関が準備する必要書類の提出を大幅に省略する運用が開始し、令和6年4月1日からは、電子届出システムの利用者登録をしている所属機関が対象となる機関に追加されている等の取組が行われている他、当庁ホームページに在留諸申請の際に、申請人ご自身が提出書類の確認を行えるように提出書類チェックシートを掲載し、これを活用して頂くことで提出書類の不備を予防し、結果が出るまでの所要時間短縮につなげるよう取り組んでいます。

質問2 オンライン申請の学歴欄で、最終学歴が大学以上であった場合、更に高校の情報を入力する理由は何でしょうか。

(技術人文知識や経営管理に関する申請時に、最終学歴を入力した後、高卒以上の場合は高校の情報を入力するよう求められる。紙による申請時には求められて

いなかったため、申請人に対し、高校の情報を追加で求めることになり手間もかかっていると質問に至ったもの。)

回答

在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、上陸基準省令において、

【法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動】

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九十八条に規定する国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。

一 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。

イ(略)

ロ(略)

ハ 十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。)を有すること。

と定められており、当該学歴欄は、上記ハに該当する方が入力できるようにした項目です。

そのため、上記ハに該当しない外国人の方であれば入力は不要です。

いずれにしても、頂いた御意見を参考に在留申請オンラインシステムの改善に努めて参ります。

なお、経営・管理においては、最終学歴の項目以外に学歴を入力する項目はないと認識しております。

質問3 オンライン申請の学歴欄で、最終学歴欄を入力する際、「年月日」と日付の入力も求められ、日付が不明の場合は何らかの日付を入力し、別途、日付についての説明を追記しているが、紙での申請の場合は、日付が不明の場合は年月の記載だけで、このような追記は求められていない。日付に関する入力は手間となっている。

オンライン申請については、日付に関する入力求められる理由は何でしょうか。

回答

紙の申請書においても、原則年月日を記載していただいていると認識しております。

卒業年月日が不詳の場合は、申請人の方が所持する卒業証明書等を御確認いただき、年月日を入力いただければと思います。

それでもなお、卒業年月日が分からない場合は、お手数ですがお示しいただいている方法で御対応願います。